

事 務 連 絡

平成 24 年 11 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

## 大韓民国における犬猫の輸入検疫制度の改正について

このことについて、平成 24 年 11 月 13 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室課長補佐（検疫業務班担当）から別添のおとり通知がありました。貴会関係者へ周知方よろしく申し上げます。

このたびの通知は、平成 24 年 5 月 25 日付け 24 日獣発事務連絡（大韓民国へ搬出される犬猫の輸入検疫について）にて通知したことについて、平成 24 年 12 月 1 日より標題の制度が別紙のおとり改正される旨、韓国農林水産検疫検査本部から農林水産省に対して連絡及び報道発表資料の提供があったことから、関係者への周知協力が依頼されたものです。

なお、主要な改正点として、個体識別のためのマイクロチップの装着が義務化されたことを申し添えます。

不明な点につきましては、在日韓国大使館へ問い合わせるか、韓国検疫検査本部ホームページ（<http://www.qia.go.kr>→動物・畜産物→国家別犬・猫検疫手続き→新しい犬・猫輸入検疫）等も参考にしてください。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



(別紙)

2012年11月5日  
韓国農林水産食品部報道資料

## 12月1日から犬猫の国内搬入の検疫条件を大幅強化 -マイクロチップ移植および狂犬病予防接種等の条件遵守を-

### 【主要内容】

◇国内搬入ペット動物(犬・猫)検疫条件強化の内容

- 狂犬病予防接種後‘狂犬病抗体価’検査の実施
- ‘マイクロチップ’移植および‘個体識別番号’の保有
- 輸出国政府機関が発行した‘検疫証明書’の提出
  - 狂犬病抗体検査結果および個体識別番号等の記載
  - ※(現行)動物病院で発給した‘狂犬病予防接種証明書’提出

1. 農林水産検疫検査本部(本部長パク・ヨンホ)は国内に搬入されるペット動物(犬、猫)の増加により憂慮される家畜病の国内流入を防止するため、今年12月1日から輸入検疫条件を大幅強化することを明らかにした。

・ 輸入検疫条件の強化により、国内に搬入される犬、猫は個別別認識および識別が可能になり、人にも感染することがある狂犬病等の事前予防措置が可能となること

2. 今年12月1日から施行される犬・猫輸入検疫条件主要強化の内容は、

- ①これまで国内到着時、個人の動物病院で発給した狂犬病予防接種証明書を提出すれば良かったが、12月1日からは必ず輸出国政府が発給した‘検疫証明書’を提出すること
- ②すべての年齢の犬・猫は個体識別手段である‘マイクロチップ’を移植しなければならず、移植番号は検疫証明書に記載されること
- ③生後90日以上、犬・猫は船積30日前から24ヶ月前までの間に狂犬病抗体価検査を実施し、その結果を検疫証明書に記載すること
- ④狂犬病抗体価検査は国際公認検査機関または輸出国の政府機関で実施しなければならない。抗体価は最小0.5IU/ml以上であること。(ただし、狂犬病非発生地域と90日齢未満は除外)

3. 農林水産検疫検査本部は、新しい制度施行で今年12月1日からは輸出国検疫証明書を添付しないペット動物(犬、猫)は輸出国に返送し、輸入検疫条件を遵守できない場合には国家検疫施設で一定期間係留検疫を実施する等輸入検疫が強化されることを明らかにし

(別紙)

・ 外国からペット動物(犬,猫)を国内に搬入する場合には、新しい輸入検疫制度を事前に熟知するよう依頼した。

4. 同時に、請願人らの不便を最小化するため、動物病院・航空会社・船会社および在外公館等を通じ、新しい輸入検疫内容に対する案内と広報を実施している。

・ 検疫検査本部ホームページ(<http://www.qia.go.kr>⇒ 動物・畜産物⇒ 国家別犬・猫検疫手続き⇒ 新しい犬・猫輸入検疫)にも詳細内容を記載。

<参考 1>制度変更前後の主要内容比較

| 区 分            | 制度変更前<br>(12. 1. 以前)   | 制度変更後<br>(12. 1. 以後)            |
|----------------|------------------------|---------------------------------|
| 提出書類<br>(国内到着) | 狂犬病予防接種証明書<br>(動物病院発給) | 検疫証明書<br>(輸出国政府発給)              |
| 狂犬病抗体価検査       | なし                     | 狂犬病抗体価検査<br>検査結果 0.5IU/ml 以上    |
| 個体識別手段         | なし                     | マイクロチップ移植<br>個体識別番号検疫証明書<br>に記載 |

<参考 2>最近 3 年間犬・猫輸入実績

(単位:頭)

| 区 分 | 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 |
|-----|--------|--------|--------|
| 犬   | 8,465  | 11,222 | 15,392 |
| 猫   | 2,129  | 2,431  | 2,114  |
| 計   | 10,594 | 13,653 | 17,506 |